

(別紙1)

## りんくう公園 恋人の聖地ベルモニュメント整備（製作設置）業務委託 仕様書

### 1 委託業務名

りんくう公園 恋人の聖地ベルモニュメント整備（製作設置）業務

### 2 業務の目的

関西国際空港の対岸に位置するりんくうタウンエリアには、国内外からの来訪者を受け入れる宿泊施設が集積しており、特にこれらの来訪者をターゲットに、泉佐野市の認知度向上及び市域への更なる誘客を目的として、四季の泉横に恋人の聖地であることを示すモニュメント「LOVE RINKU」を設定していますが、当該エリアに新たにベルモニュメントを設置します。

世界には、写真やSNS等で、一目見ただけでも、その土地と認知できるモニュメントが存在しています。本市においても、そのような認知に繋がるインパクトを更に強化する為、フォトジェニックなベルモニュメントを設置することとします。

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### 4 委託上限額

7,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

### 5 委託業務内容

業務の目的を達成するため、ベルモニュメントのデザインから設計・製作・設置までを一括業務として実施する。具体的には、次の（1）から（4）のとおりとする。

#### （1）ベルモニュメントのデザイン・設計及び名称案の提案

- ・本業務の趣旨を踏まえ、且つ泉佐野市の特色を生かしたものとすること。
- ・恋人の聖地モニュメントと調和の取れたものとすること。
- ・宗教色がなく、来場者に広く受け入れられるものとすること。
- ・デザインやコンセプトを踏まえた名称案を提案すること。

#### （2）ベルモニュメントの製作・設置

- ・デザイン・設計したベルモニュメントを設置場所の条件を踏まえ、風水害、地震等の災害の発生も考慮し、長年の使用、風雨、紫外線等に耐えうるものを設置すること。
- ・安全性に配慮し、構造計算等により、安易に倒壊、又は破損することのないような構

造とすること。

- ・設置物の材質の選定については、選定理由（その材質が有する耐久性や質感等）を明らかにし、提案書に記載すること。
- ・特にベル本体は、優れた耐久性と豊かな音響特性を有する青銅（ブロンズ）製とし、鐘本体に任意のメッセージや文字、オリジナルの図柄を鑄込める仕様であること。
- ・維持管理の容易なものとする。
- ・実施設計図は、工事着工前に市に提出の上、承認をうけること。

(3) その他独自提案により実施する取組み

- ・上記記業務以外に追加する独自提案については、別途協議の上、決定するものとする。

(4) 既存の「LOVE RINKu」モニュメントのメンテナンス業務

- ・既存モニュメントの錆等の除去
- ・時間の経過で不鮮明となった文字盤のリニューアル

(5) 関係各所との調整及び、設置申請手続き一式の作成

関係法令を遵守するとともに、施工に関し、許認可が必要な個所の確認、申請手続き書類の作成及び、提出等対応すること。なお、各種申請は市の名義で行うこととするが、同行が必要な場合は随時対応する。

## 6 業務計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅延なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について市と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成し提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、市の検査を受けること。
- (3) 実績報告書は以下の内容を含むこと
  - ・竣工写真
  - ・竣工図面
  - ・構造計算書
  - ・その他、市が指示するもの
- (4) 市は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (5) 市は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (6) 受託者は、提出した「業務計画書」に変更の必要が生じ、かつ、その変更内容が適切と判断される場合は、変更した「事業計画書」を市に提出し、承諾を受けるものとする。

## 7 再委託の可否

受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて市に報告し、承諾を得た場合は、この限りではない。

## 8 関係法令等の遵守

受託者は、委託業務の実施にあたり、本仕様書及び関係法令等を遵守すること。

## 9 成果の帰属及び秘密保持

### (1) 成果の帰属

受託者が本業務で製作した製作物の著作権及び使用権は、原則として、市に帰属する。

### (2) 秘密保持

- ① 本業務に関し、受託者から市に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ② 本業務に関し、受託者が市から受領又は閲覧した資料等は、市の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

## 10 その他

- (1) 個人情報については、法令等の規定に基づき、適切に取り扱うこと。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、市と受託者双方が協議を行った上で定めるものとする。
- (3) その他、業務の実施に際して、受託者は市の指示に従うこと。